

福島県中通りで果樹の栽培加工を営んでいた農家について、原発事故による収穫・加工の自粛要請に伴い廃棄を余儀なくされた果実についての財物損害及び果実の廃棄処分費用等が賠償された事例。

563

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前記第1項（別紙記載）の損害項目及び損害期間についての和解金として、金465,006円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項所定の期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人との間には何ら債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月5日

（仲介委員 高木佳子）

(別紙)

項 目	期 間	和解金額
〇〇栗の財物賠償	平成24年9月1日～平成24年12月31日	194,880 円
〇〇柿の財物賠償	平成24年9月1日～平成24年12月31日	237,977 円
廃棄処分費用	平成24年9月1日～平成24年12月31日	9,305 円
資料取得費用	平成24年9月1日～平成24年12月31日	700 円
弁護士費用(5%)	平成24年9月1日～平成24年12月31日	22,144 円
合計		465,006 円